

令和 8 年度

# いじめ防止基本方針



東近江市立愛東北小学校

〒 527-0143

滋賀県東近江市百済寺本町 1399 番地

TEL 0749 (46) 0588

FAX 0749 (46) 0376

E-mail aikitasho@higashiomi.ed.jp

URL <http://www2.higashiomi.ed.jp/aikitasho/>

# 令和8年度 「愛東北小学校いじめ防止基本方針」

東近江市立愛東北小学校

令和8年4月

本方針は、人権尊重の理念に基づき、東近江市立愛東北小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的として策定するものである。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめ」はどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「いじめ」に向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### 【別表1】参照

### (1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭および必要に応じて、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市関係機関の職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて、委員会を開催する。

### (2) 生徒指導委員会

毎月定期的に管理職、生徒指導主任、教務主任、各学年代表、特別支援学級代表による、児童の現状や指導に関する情報交換および共通指導事項について話し合う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

### 【別表2】参照

## 4 関係機関との連携

(1) 東近江市教育委員会学校問題対策支援室と緊密な連携を図るとともに、子ども家庭相談センターをはじめ、教育・福祉に関する専門的な知識を有する機関とも連携を図り、早期の問題解決にあたる。

(2) 市内関係機関や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、スクールカウンセラーや教育相談員の配置及び校内研修の充実を図る。

(3) いじめの問題に関して、実効的な委員会の場を確保し連携を図る。

## 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、直ちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

## 7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について保護者アンケートを行い、学校評価と合わせその結果を公表する。

## 8 関係法令

### (1) 教育基本法

#### ① 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

#### ② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### ③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### ① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を破損する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

#### ① 第1章 総則（定義）

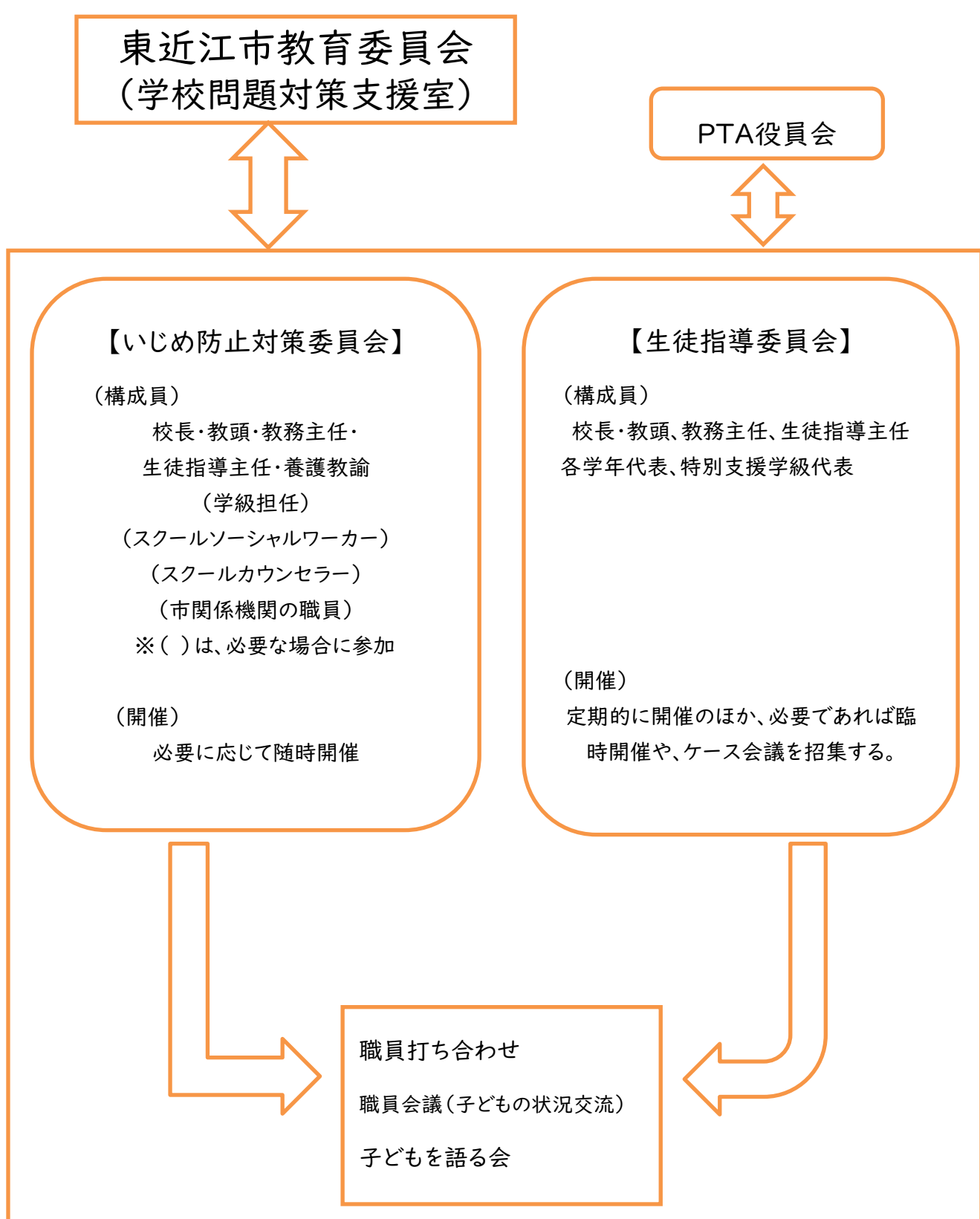
第2条 この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (重大事態への対応)

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。
- ・東近江市「いじめ防止基本方針」に則り、適切な措置を講ずる。

【別表1】

「愛東北小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」



## 【別表2】 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを許さない見逃さない学校風土の醸成</li> <li>○個々の価値観等の理解</li> <li>○道徳教育の充実</li> <li>○正しい判断力の育成</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や家庭での様子について、情報共有と見守り</li> <li>○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成</li> <li>○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り</li> <li>○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成</li> <li>○地域での様々な体験への参加</li> </ul>	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である児童への声かけ</li> <li>○個別面談や生活アンケートによる情報収集(6月、11月)</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及</li> <li>○チェックリストの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、けがのチェック</li> <li>○子どもの持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関(警察・児童相談所等)との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)</li> </ul>
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)</li> </ul>
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関(カウンセラー等)との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> </ul>
	直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを許さない見逃さない学校風土が生まれる全校的な取組の推進(周りの子供たちの正義感や勇気を奮い立たせる取組)</li> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解</li> <li>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</li> </ul>

### II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気づくことができるような啓発(PTA教育講演会の実施等)</li> <li>○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけないときには、はっきりと叱ることの実践啓蒙</li> <li>○父親の子育てへの積極的参加を啓発</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡</li> </ul>

# 令和8年度生徒指導年間指導計画

東近江市立愛東北小学校

## 1. 学校教育目標

「頭・心・体」みがき かがやく 北小っ子

### めざす子ども像

- ・考える子……確かな学力を基盤にして、豊かな心と柔軟な考えをもって、主体的に解決を図る子  
(自主・創造)
- ・やさしい子……自他を大切に、励まし支え合う子(自他の尊重)
- ・心身ともに強い子……心身ともに鍛え、強い心と健康な体をめざす子(心身の健康)
- ・よりよく生きる子……基本的な生活習慣を身につけ、よりよい生き方を志向する子  
(規範意識と共生・向上)
- ・郷土を愛する子……地域の自然や歴史・文化や伝統を大切に、よりよい社会を築く子  
(郷土愛と国際理解)

## 2. 生徒指導の目標

家庭や地域社会との連携を密にしながら、全教育活動を通じて、児童一人ひとりを深く理解し、信頼と共感に基づく生徒指導の充実と深化を図り、人権尊重の精神を培い、人間としての在り方や生き方を深く考える態度の育成に努める。

- 自ら判断し、行動できる子の育成
- お互いに助け合い、尊重し合う子の育成
- 自己指導力の育成

## 3. 基本的な考え

本校のいじめの防止の基本方針に則り、児童を深く理解し、教師と児童との信頼関係をしっかりと築くことが大切である。

↓《すべての教育活動の中で》

- ・児童一人ひとりに自己存在感を感じさせること
- ・共感的な人間関係を育成すること
- ・自己決定の場を与えること



### 自己指導力の育成を図る

つまり、生徒指導は、「一人ひとりの子どもの個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、現在および将来において、社会的な自己実現が可能となる資質・態度の育成を助長するための指導・援助活動」である。換言すれば、子ども一人ひとりの個性に応じた**自己指導力**の育成を目標とした教育活動といえる。

今日、極めて急速で激しい社会環境の変化の中であって、児童がその場の状況に応じて、自分で判断し、適切な行動がとれ、その行動に責任がもてる力(**自己指導力**)を身につけ、将来、社会の一員として、他者とも協調しながら、主体的に生きていけるよう豊かな人間性や社会性の育成をめざすものである。この自己指導力は、「自らの生活に関わって発生する問題や課題を主体的に発見し、自らの力で適切な解決法やとるべき進路を選択し、責任をもってそれら进行处理する能力」であり、「生きる力」そのものとして捉えられる。また、自己指導力は、あらゆる年齢段階(発達段階)において、人間にとって最も重大な営みである自己実現を果たしていくために、不可欠なものとなる。これらの力の育成は、学校生活のあらゆる機会を活用して行う中で育つものと考え、次のように進めていく。

#### 4. 具体的な実践活動 《 豊かな人間性と社会性の育成のために 》

##### ① 望ましい人間関係づくり

###### ○豊かな体験学習

- ・勤労体験、自然体験、人とふれ合う体験等の学習を通して、互いに認め合い学び合う場を広げる。
- ・体験を通して、取り組みの計画性・実践力・仲間との協力や団結のすばらしさや、やり遂げた達成感を味わわせる。

###### ○学級活動の充実

- ・児童の実態をふまえて、学級集団づくりの方針と取組の計画を立てて進め、民主的で支持的な集団の育成に努める。
- ・学級の一員としての自覚をもたせ、規範意識の高揚・共感的人間関係の育成に努める。
- ・児童一人ひとりと信頼関係を持ち、何でも話せ聞いてもらえる関係を築く。
- ・何事も自分の意志や思いを大事にして、自信をもって自分の考えが話せるような集団をめざす。  
(自己決定の場合)
- ・望ましくない言動に気づき適切な行動がとれるように、普段から指導していく。(自己指導力を育てる)

###### ○児童会の活性化

- ・はとのこ活動・クラブ活動・委員会活動・町別児童会等の活動を通して、異年齢の望ましい関係づくりに努める。

##### ②わかる授業の創造

###### ○授業改善

- ・全員参加の授業形態をめざし、少人数学習や個に応じた、きめ細かな指導を工夫し、実践していく。

###### ○基礎・基本の定着

- ・基本的な生活習慣を身につけさせ、国語力の向上に力を入れると共に、学び方・学ぶ習慣・繰り返し学習・朝学習等、学びの機会や個に応じた学習の指導を工夫する。
- ・一人ひとりに自信と意欲をもたせて、学習に向かわせる。

###### ○生徒指導の機能を生かした授業

- ・どの子どもが自信をもって取り組むことができ、自己肯定感と自己存在感が持てる授業をめざす。

##### ③きめ細かな個別指導

###### ○「心のサイン」を見逃さない対応

- ・児童の作文や日記、休み時間や作業学習をしているときの一人ひとりの様子に気を配り、子どもたちからの「サイン」を見逃さないように心掛ける。
- ・気になる様子やそぶりなどがあつたら、ほうっておかないで、気づいたときに対応する。
- ・児童が話したがっているときや児童に話を聞くときは、じっくり聞いてやれる時間の確保を、できる限りしていく。

###### ○計画的かつ柔軟な教育相談の実施

- ・クラスでの教育相談については、その時期や方法を学年の発達段階に応じて、学級担任が実践する。  
(高学年→個別懇談、低学年→遊びながら)
- ・課題のある児童については、教育相談担当が関係者を招集し、対応を話し合う。
- ・不登校児童への学級復帰支援、スクーリング・ケアサポーターの活用、別室指導の充実、適応指導教室への相談・連携
- ・悩みや不安をもつ児童に対しては、共感的理解を図りながら、個別の教育相談をとおして解決をめざす。

###### ○特別な配慮を要する子どもへの対応についての研修の機会

- ・「子どもを語る会」を定例化し(年度当初、学期末、年度末)、気になる子どもや全校の子どもたちの様子を語り合い、全職員が関わっていくようにする。
- ・児童に問題が生じた場合や緊急連絡事項については、できるだけ早くに管理職と生徒指導担当に知らせ、必要に応じて時間を確保し、人権担当・教育相談担当も話し合いに参加し、内容や対応を協議したりする。職員打ち合わせ等で全職員にも知らせ、以後の指導について共通理解を図る。

④生活態度の育成

○生活目標について:

・「北小っ子」の望ましい姿を掲げ、年間を通して目標を意識させていく。



・子ども生活向上推進委員会の提案の通り、実践して振り返る。

○基本的な生活習慣の形成のために:

・「愛東北小学校 安心して生活するための約束」を確認し、全職員が同じ歩調で指導を徹底する。

5. 幼小中・関連機関との連携

○校種間の滑らかな移行:

・幼小中連携事業に関わって、それぞれの学年で工夫し、連携事業に取り組んでいく。

○学校問題対策支援室

- ・学校問題行動対策会議(スパック会議)の開催
- ・スクールサポートチーム(SST)の活用

6. 保護者・地域との連携

○保護者や地域の方たちとも、子どもたちの健全な生活・成長について、何でも気軽に話し合えるように、普段から信頼関係の構築に努める。

7. 年間指導計画

学 期	指 導 内 容
1	・基本的な生活習慣・愛東北小学校の約束・生活目標・給食指導・清掃指導 ・読書指導・交通安全指導・あいさつの励行・外遊びの勧め・ろうか歩行の徹底 ・室内の遊び・夏休みの過ごし方・町の約束・地域行事への参加
2	・健康な生活・体力づくり・読書指導・基本的な生活習慣・後始末 ・募金運動の意義・やさしさいっぱい週間・冬休みの過ごし方
3	・うがい・手洗いの励行・積雪時の遊び・登下校の仕方・室内の遊び・風邪の予防 ・1年間の生活をみつめて・感謝の気持ち・身のまわりの整理整頓・春休みの過ごし方

# 令和8年度 生徒指導年間計画

東近江市立愛東北小学校

月	生徒指導の取組	各学年の取組	委員会活動の取組	その他
4	年度初め交通安全指導 年間計画の確認 春の交通安全指導 「北小っ子のやくそく」検討	・きもちのいいあいざつ(学活)	あいざつ月間	「北小っ子のあいざつことば」の掲示 交通安全教室
5	家庭訪問 子どもを語る会	・かかりやとやうばんのごと(学活)	外でみんなて遊ぼう月間	
6	引き渡し訓練 「夏休みのくらし」検討	・きれいな学校(学活)	学校をきれいにそうじしよう月間	生活アンケート 児童個人面談
7	町別児童会 民生児童委員懇談会 期末学級懇談会	・身だしなみに気をつけよう(保健・学活)	後始末点検の取組	児童個人面談 「夏休みのくらし」配布
8	PTAパトロール			
9	秋の交通安全運動	・きもちのいいあいざつやへんじ(学活)	あいざつ月間の取組	リズムのある生活づくり
10	子どもを語る会 不審者対応避難訓練	・ふわふわ言葉とちくちく言葉(道徳) ・きちんと食事(学活)	外でみんなて遊ぼう月間	けんこうな体づくり(5分間マラソン)
11	「冬休みのくらし」検討	・ままりをまもろう(学活)	学校をきれいにそうじしよう月間	学校生活アンケート 児童個人面談
12	町別児童会 PTAパトロール	・いちばんうれしいこと(道徳)	後始末点検の取組	児童個人面談 やさしいっばい週間 「冬休みのくらし」配布
1	PTAパトロール 子どもを語る会	・助かった命(道徳)	あいざつ月間の取組	保護者アンケート 感謝週間
2	1日入学・入学説明会 「春休みのくらし」検討	・身の回りをかたづけよう(学活)	後始末点検の取組	学校生活アンケート 学校評価説明会
3	町別児童会 1年間の反省	・場に合ったふさわしい言葉と行動(道徳・学活)	学校をきれいにそうじしよう月間	「春休みのくらし」配布

## ※指導上の留意点

上記の計画を中心に、全教育活動で関連づけながら、継続的に指導を行う。  
児童一人ひとりの自尊感情を高める指導に心がける。

# 児童会活動 活動計画

愛東北小学校 2026.4

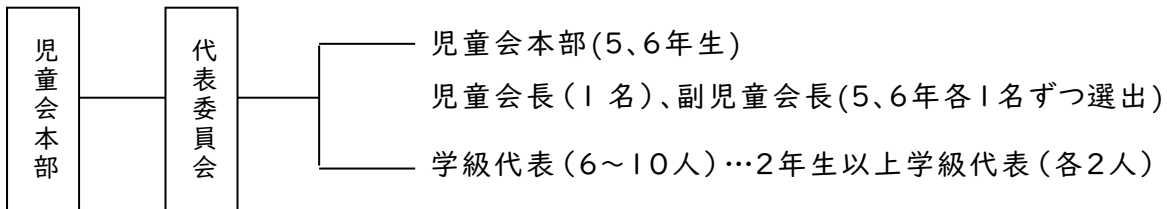
## 1、児童会活動のねらい

異学年の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立てて役割を分担する。自主的、協力的な運営に取り組むことを通して、他者と協働するために必要となることを身に付ける、課題を解決するために話し合う、自己の生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う等、目標に掲げられた資質・能力の育成を目指す。

## 2、児童会活動の内容

- ①代表委員会の活動・・・学校生活の諸問題を一定の議題のもとに話し合い、解決を図るための活動
- ②委員会活動 ……学校生活を向上させ、より豊かにしていくための実際の活動
- ③児童会集会活動 ……児童集会（全校児童が一同に集まって行う）  
はとこの活動（異学年集団による集会活動）
- ④町別児童会 ……町ごとに登下校や生活について考える活動

## 3、児童会活動の構成と組織・運営



### ① 代表委員会

- 《構成・組織》
- ・2年生以上、各学級より、2名を代表委員として選出する。
  - ・5、6年は本部員が兼任する。
  - ・代表委員会は、児童会本部が招集、運営する。
- 《任期》
- ・5、6年生の代表委員（本部役員）の任期は、通期とする。
  - ・2、3、4年生の任期は、学期ごとに交代してもよい。
- 《運営》
- ・月に1回、定例の委員会活動がある週のロング昼休みに開催する。
  - ・内容に応じて、招集する範囲は変わることもある。

### ② 委員会活動

- 《構成・組織》
- ・児童会本部と5つの委員会を置く。  
（保健・給食、放送、体育、環境、図書）
  - ・5、6年生全児童がいずれかの委員会に所属して、委員会を構成する。
  - ・各委員会には委員長1名、副委員長1名、書記1名を置く。
- 《任期》
- ・任期は、通期とし、各委員会に所属して活動する。
- 《運営》
- ・原則として、第1火曜日の6校時に定例の委員会活動を行う。
  - ・各委員会は計画を立て、常時活動・随時活動を行う。
  - ・各委員会で、計画がたてられたあと、委員長会を開き、活動時期・内容に重なりがないか話し合い、調整をする。適宜、代表委員会に参加し、活動内

容等について学年代表に知らせる。

### ③ 児童会集会活動

- 《構成・組織》 ・全校児童が参加して行う。
- 《運営》 ・別紙（児童集会年間計画）に基づき、児童会本部もしくは各委員会、はとのこたてわりグループで分担して行う。
- ・人権集会の計画運営を行う。
- 《内容》 ・定期的に行う集会（命輝け！集会時）と時期に応じた集会活動を行う。

### ④ はとのこ（たてわり）活動

- 《構成・組織》 ・全校児童で構成し、6つのたてわり班に分ける。**6班を3色（赤・青・黄）に分け、各色に色別リーダーを置く。**
- ・**各班に、たてわり班長（はとのこ班長）1名、副班長1名を置く。**
- 《運営》 ・月中旬（原則）の金曜日のロング昼休みにたてわり遊び、木曜日にたてわり掃除を行う。
- ・「1年生を迎える会」「はとのこ遠足」「運動会はとのこ種目・応援の取組」を行う。（この行事のある月は、たてわり掃除・遊びはなし。）

\* はとのこ班の編成にあたっては、運動会での色別対抗を念頭に置き、**特に走力に偏りがないように留意する。**

### ⑤ 人権集会

各学年で年度初めに学級目標とともにキラキラ（人権）宣言を考え、各教室および全校児童が見える場所に掲示し、意識できるように取り組みを進める。

## 児童集会活動 年間計画

月	児童会行事等	はとのご班による活動
4		
5	1年生を迎える会(1日) はとのご遠足(20日)	
6	命輝け!児童集会(29日)	はとのご掃除(18日)木 はとのご遊び(19日)金
7		はとのご掃除(9日)木 はとのご遊び(10日)金
9	運動会はとのご種目練習	
10	運動会(3日)	はとのご掃除(29日)木 はとのご遊び(30日)金
11	命輝け!児童集会(16日)	はとのご掃除(19日)木 はとのご遊び(20日)金
12	人権集会	はとのご掃除(10日)木 はとのご遊び(11日)金
1		はとのご掃除(14日)木 はとのご遊び(15日)金
2	命輝け!児童集会(17日)	はとのごお別れ会・遊び(24日)水 6年生を送る会(25日)木
3		

### ◎はとのご遊びの流れ

6年(5年)で相談→各担当の先生に報告・チェック→進め方を相談→はとのご遊び(全校)→ふり返り

# 令和 8 年度「命輝け! 児童集会」実施計画

愛東北小学校 2026.4

## 1. ねらい

- めあてをもって生きること(命を輝かすこと)のすばらしさを感じたり気付いたりする機会にする。
- みんなが輝く学校をめざして、自分や友達を大切にしようしたり、みんなのために何かをしようしたりする態度を養う。
- 児童会活動を中心に活動内容を、多くの人に伝える経験を積ませる。

## 2. 実施時間

水曜日(今年度は月曜日の日も有り)を特別校時とし、5校時のあとに実施することを基本とする。

## 3. 教育課程での位置づけ

児童会:0.5h

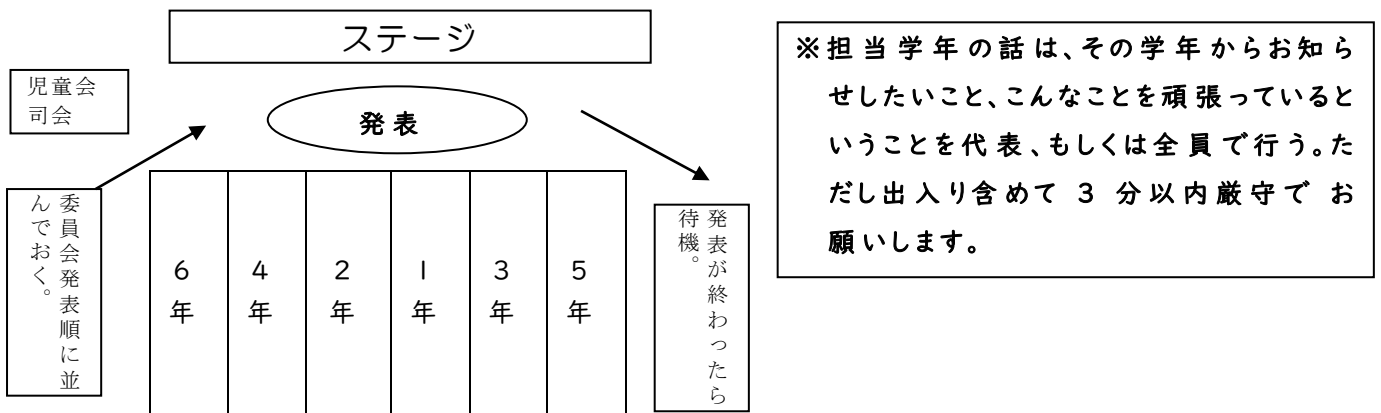
## 4. 基本的な内容

- ① 委員会からのお知らせなど10分 司会:児童会本部  
※委員会からのお知らせなどについては、発表の仕方を担当の先生方で必ず指導を行う。
- ② 学年からのお知らせ 6分
- ③ (時間があれば)全校で楽しめるレクリエーションを行う・・・児童会担当

## 5. 年間予定

回数	月・日(曜日)	担当学年 (各学年3分以内)	委員会からのお知らせ等 (10分程度)
1	6月29日(月)	3, 4年	発表のある委員会は、事前に準備をお願いします。
2	11月16日(月)	1, 2年	
3	2月17日(水)	5, 6年	

## 6. 並び方



令和6年度までの「命輝け!集会」で行っていた先生の話は、令和7年度より「命の日」の朝の時間(19日が休日の場合は翌授業日)に「命輝け!放送」として行っています。詳細につきましては、「子ども生活向上委員会」のほうで提案させていただきます。